

宮古島の歯科治療コーナー

14

間は約2時間でした。

また、治療を受けた患者さんのはほとんどが施設入所者で、在宅の患者さんが少ない結果となりました。

▼実施期間：平成22年11月10日（水）～12月8日（水）

申込期限：平成22年9月30日（木）

みなさん「心身障害児（者）全身麻酔下歯科治療事業」（以下、全麻歯科事業）をご存じでしょうか。この全麻歯科事業は、一般歯科医院で歯科治療を受けることが困難な心身障害児（者）の方に對して、沖縄県歯科医師会及び厚生労働省から派遣される医師の協力を得て、全身麻酔下等による歯科治療を行う事業です。この事業は沖縄本島において昭和54年度から実施されており、平成15年度からは宮古・八重山

地区が交互に実施されるようになりました。宮古では今年の11月10日（水）～12月8日（水）にかけ検査を受けてから麻酔下での歯科治療ということ

▼対象者：一般歯科治療が困難な児童・者（障害の程度は問いません）
▼申込先：沖縄県障害保健福祉課（098・866・2190）、沖縄県歯科医師会立口腔衛生センター（098・879・8350）

全身麻酔下歯科治療について

地区で行われる予定となっています。

事業の内容は、募集受け付け後、治療の必要性があるかどうか検診を行い、治療対象者を決める。この事業は沖縄本島の宮古地区での全麻歯科事業の患者数は18名で、科事業での歯科治療を受ける方のうち15名が全身麻酔、3名が静脈内鎮静法での治療を受けています。歯科医師会立口腔衛生センターへご連絡下さい。

▼実施場所：沖縄県立宮古病院
▼対象者：一般歯科治療が困難な児童・者（障害の程度は問いません）
▼申込先：沖縄県障害保健福祉課（098・866・2190）、沖縄県歯科医師会立口腔衛生センター（098・879・8350）
※治療内容及び費用負担等については、沖縄県歯科医師会立口腔衛生センターへご連絡下さい。

記